

県有地における除草等業務委託仕様書

佐賀県 産業労働部
ものづくり産業課

1 業務名

県有地における除草等業務

2 履行場所

佐賀県鳥栖市宿町 721-1 の一部 ※別紙地図参照

(国立研究開発法人産業技術総合研究所九州センター西側県有地)

3 履行期間

請書記載日から令和 7 年 (2025 年) 11 月 28 日まで

4 業務内容

- (1) フェンス内、フェンス周辺 (別紙地図参照) の除草及び小木の伐採
上記作業に伴う発生材の撤去・処分

※別添地図 黄着色部分 4,482.84 m² (フェンス内)
緑線部分 (フェンス周辺)

- (2) 回数は 2 回 (実施時期の目安 - 1 回目: 6 月、2 回目: 10 月)

※具体的な時期については草の繁茂状況等を勘案し、当課から指示する

- (3) 作業前及び作業後における現地写真の撮影

※1 回目、2 回目のそれぞれで撮影すること

※作業前後の状況が比較できるよう撮影すること

※全景写真は 1 箇所以上、詳細写真はフェンス内 1 箇所以上、フェンス周
辺 1 箇所以上、小木の伐採 1 箇所以上撮影すること

※撮影箇所の写真位置図を作成すること

- (4) 特記事項

ア 石などが地表に散乱しているため、各種作業の実施においては、安全に十分留意した方法を採用すること。特に周囲の人、駐車車両等に危険が及ばないように対策を講じたうえで細心の注意を払うこと。なお、事故等により建物・車両等を棄損した場合は、ものづくり産業課担当者にすみやかに連絡し、指示を受けること。

- イ 敷地の境界にあるフェンス部分の除草・小木の伐採について、安全に十分留意した方法を採用すること。
- ウ 作業のための敷地内への車の進入及び作業に伴う発生材の撤去・運搬のための車の進入は県環境センター所管の大気常時観測局の門より行うこと。
- エ 大気常時観測局の門の鍵は、受託者が環境センターの担当者あてに連絡してから借りに行き、使用しない期間は返却すること。
- オ 国立研究開発法人産業技術総合研究所九州センター（以下、産総研という）の敷地内には原則として進入しないように作業を行い、どうしても進入する必要がある場合は、事前にものづくり産業課担当者及び産総研担当者と調整・手続き等を行うこと。
- カ 産総研及び大気常時観測局の内の建造物や設備には触れないこと。万が一、触れる可能性が発生する場合は、必ず事前にものづくり産業課担当者に相談すること。